

# 令和5年瑞穂町農業委員会12月総会

令和5年12月25日、令和5年瑞穂町農業委員会12月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

## 農業委員会委員

1番	榎本雄一	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	鈴木正実
					【欠席】		
5番	坂田敬一	6番	中野高雄	7番	古川宗昭	8番	西村一彦
	【欠席】						【欠席】
9番	村山正信	10番	細渕日出夫	11番	吉岡昭夫	12番	上野勝
					【欠席】		

## 農地利用最適化推進委員

田中俊明	長谷部冬樹	雨宮尚幸
------	-------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 (事務局長)	長谷部 康行	農政係長 (書記)	田中 悠也
農政係	宮野 裕城		

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 諸報告
- 日程第3 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について
- 議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 1 時 50 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 5 年瑞穂町農業委員会 12 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、1 番委員の榎本雄一さんと 2 番委員の山田明弘さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

9 番委員 (村山 正信 君) 議案第 1 号、番号 1 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 12 月 13 日 (水) 午後 2 時 10 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんは今回から新規就農されます。主要作物として、ダイコン、サツマイモ、トウモロコシ、サトイモ等を栽培しています。耕作面積は約 80 a。農業従事者は本人、母です。農業従事日数は本人が年間 330 日、母が 150 日です。所有機械は軽トラック 1 台、動力噴霧器 1 台、刈払機 1 台です。販路につきましては、市場、学校給食、加工施設、直売所です。取得農地の営農計画はダイコン、トウモロコシを栽培予定です。通作距離は徒歩で 1 分です。販路は市場、学校給食、加工施設、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。

農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 議案第1号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

9番委員

(村山 正信 君) 議案第1号、番号2農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は12月13日(水)午後2時10分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんは今回から新規就農されます。主要作物、耕作面積、農業従事者、農業従事日、所有機械などは先ほどの議案第1号番号1と同様です。取得農地の営農計画はダイコン、トウモロコシを栽培予定です。通作距離は徒歩で1分です。販路は市場、学校給食、加工施設、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。

農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適當という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

9番委員 (村山 正信 君) 議案第1号、番号3農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は12月13日(水)午後2時10分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんは今回から新規就農されます。主要作物、耕作面積、農業従事者、農業従事日、所有機械などは先ほどの議案第1号番号1と同様です。取得農地の営農計画はダイコン、トウモロコシを栽培予定です。通作距離は徒歩で1分です。販路は市場、学校給食、加工施設、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。  
農業委員会として意見がないので、適當という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適當という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号4、農地中間管

理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 議案第1号番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適  
化推進委員

(長谷部 冬樹 君) 議案第1号、番号4農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は12月13日(水)午後1時30分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんは今回から新規就農されます。主要作物、耕作面積、農業従事者、農業従事日、所有機械などは先ほどの議案第1号番号1と同様です。取得農地の営農計画はサツマイモを栽培予定です。通作距離は車で7分です。販路は市場、学校給食、加工施設、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。

農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号5、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 議案第1号番号5、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員

(細渕 日出夫 君) 議案第1号、番号5農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は12月13日(水)午後3時30分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんは今回から新規就農されます。主要作物として、ハクサイ、ブロッコリー、キャベツ、カリフラワー、サツマイモ等を栽培しています。耕作面積は約50a。農業従事者は本人、母です。農業従事日数は本人が年間300日、母が150日です。所有機械は軽トラック1台、耕耘機1台、動力噴霧器1台です。販路につきましては、直売所、量販店、仲卸業者です。取得農地の営農計画はキャベツ、ネギ、トマトを栽培予定です。通作距離は車で15分です。販路は、直売所、量販店、仲卸業者です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。

農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号6、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 6、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

1 番委員

(榎本 雄一 君) 議案第 1 号、番号 6 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 12 月 13 日 (水) 午後 3 時 40 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんは今回から新規就農されます。主要作物、耕作面積、農業従事者、農業従事日、所有機械などは先ほどの議案第 1 号番号 5 と同様です。取得農地の営農計画はトウモロコシなどを栽培予定です。通作距離は車で 10 分です。販路は直売所、量販店、仲卸業者です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。

農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第 1 号番号 7、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 7、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

1 番委員 (榎本 雄一 君) 議案第 1 号、番号 7 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 12 月 13 日 (水) 午後 3 時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんは今回から新規就農されます。主要作物、耕作面積、農業従事者、農業従事日、所有機械などは先ほどの議案第 1 号番号 5 と同様です。取得農地の営農計画はハクサイ、果菜類などを栽培予定です。通作距離は車で 10 分です。販路は直売所、量販店、仲卸業者です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。  
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第 1 号番号 8、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 8、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

4 番委員 (鈴木 正実 君) 議案第 1 号、番号 8 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 12 月 13 日 (水) 午後 4 時より行いました。調査委員



は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんは今回から新規就農されます。主要作物、耕作面積、農業従事者、農業従事日、所有機械などは先ほどの議案第1号番号5と同様です。取得農地の営農計画はトウモロコシなどを栽培予定です。通作距離は車で15分です。販路は直売所、量販店、仲卸業者です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。  
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号9、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号9、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

2番委員 (山田 明弘 君) 議案第1号、番号9農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は12月13日(水)午後2時30分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。主要作物として、ネギ、コマツナ、サツマイモを栽培しています。耕作面積は約550a。農業従事者は本人、妻、従業員7名です。農業従事日数は本人が年間300日、妻が150日、従業員がのべ800日です。所有機械はトラクター2台、管理機

4台、軽トラック3台、1.5トントラック1台耕耘機1台です。販路につきましては、スーパー、学校給食です。取得農地の営農計画はサツマイモを栽培予定です。通作距離は車で10分です。販路は、スーパー、学校給食です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。

農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号1について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第2号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は12月13日(木)午後1時10分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、ゆず、ヤーコンを栽培しています。耕作面積は約120aです。農業従事者は本人と妻です。農業従事日数は本人が330日、妻が100日です。所有機械は、トラクター1台、軽トラック1台、動力噴霧器1台、耕耘機1台、マルチャー1台等です。販路につきましては、直売所です。申請地の営農計画ですが、キャベツ、ブロッコリー、ナス、ピーマンを栽培予定です。通作距離は徒歩で1分です。販路はネット販売、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されて

いると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第2号、番号1について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第3号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第3号番号1について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、相続人〇〇、被相続人〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

9番委員 (村山 正信 君) 議案第3号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は12月19日(火)午後2時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、スイカ、トマト、ハクサイ、ダイコン、サツマイモ、サトイモなどを栽培しています。耕作面積は約40aです。農業従事者は本人と兄です。農業従事日数は本人が250日、兄が300日です。所有機械は、トラクター1台、耕耘機1台です。販路につきましては、シルバー人材センター、庭先販売、自家消費です。申請地の営農計画ですが、スイカ、トマト、ハクサイ、ダイコン、サツマイモ、サトイモなどを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路はシルバー人材センター、庭先販売、自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。  
これより採決に入ります。議案第 3 号、番号 1 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第 1 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第 1 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用目的住宅用地。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用目的道路。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 1 号を終了いたします。続きまして、報告第 2 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第 2 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由車輛置場。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 2 号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和 5 年瑞穂町農業委員会 12 月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2 時 35 分

議 長

第 1 番 委 員

第 2 番 委 員